

○岡山県警察本部被害者支援班運用要領の制定について(通達)
(平成 14 年 3 月 12 日岡刑企第 31 号／岡務第 52 号／岡生企第 84 号／岡交企第 73 号／
岡公第 11 号警察本部長例規)

改正 平成 16 年 3 月岡務第 45 号 平成 18 年 3 月第 68 号
平成 20 年 5 月第 369 号 平成 20 年 7 月第 459 号
平成 20 年 7 月第 488 号 平成 22 年 3 月第 260 号
平成 23 年 3 月第 176 号 平成 24 年 3 月岡務第 287 号
平成 27 年 3 月 5 日岡務第 201 号 平成 29 年 3 月 16 日岡務第 247 号
令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号 令和 4 年 3 月 10 日岡務第 238 号

各部長
首席監察官
各所属長

犯罪被害者等に対する支援活動の中で最も重要な被害直後の支援活動を充実させるため、岡山県警察指定被害者支援員制度により、支援活動を実施しているところであるが、最近の犯罪情勢をみると全国的に被害者多数の事件・事故が発生しており、本県においてこの種事案が発生した場合、現在の体制では被害者への確実な支援活動を行うことが困難な状況である。

そこで、事件・事故の規模に応じて組織した警察本部被害者支援班を警察署等へ派遣することにより、確実な被害者支援活動を行うため、別添「岡山県警察本部被害者支援班運用要領」を制定し、平成 14 年 4 月 1 日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

岡山県警察本部被害者支援班運用要領

第 1 趣旨

この要領は、岡山県警察本部被害者支援班(以下「本部被害者支援班」という。)の運用について必要な事項を定めるものとする。

第 2 目的

岡山県警察指定被害者支援員制度実施要領の制定について(通達)(平成 20 年 7 月 3 日岡県庁第 206 号、岡生企第 630 号、岡刑企第 232 号、岡交企第 273 号、岡公第 101 号例規。以下「支援員制度実施要領」という。)に定める被害者等への支援活動が必要な事件又は事故(以下「対象事件等」という。)が発生し、被害者等が多数で一の所属だけでは支援体制が確立できない場合又は隣接警察署等の応援を得ても対応できない場合において、あらかじめ指定した警察本部被害者支援要員(以下「本部被害者支援要員」という。)の中から、事案の態様に応じた体制の本部被害者支援班を編成し、高速

道路交通警察隊及び警察署(以下「警察署等」という。)に派遣して運用することにより、被害者への確実な支援活動を行うことを目的とする。

第3 本部被害者支援班の組織及び体制

1 組織

本部被害者支援班は、班長、副班長及び班員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

- (1) 班長 県民広報課犯罪被害者支援室長
- (2) 副班長 県民広報課犯罪被害者支援室課長補佐
- (3) 班員 県民広報課3人、警務課1人、厚生課2人、教養課1人、情報管理課1人、人身安全対策課2人、少年課1人、生活安全捜査課1人、サイバー犯罪対策課1人、地域課2人、刑事企画課2人、捜査第一課1人、捜査第二課2人、捜査第三課1人、組織犯罪対策第一課1人、組織犯罪対策第二課1人、交通企画課2人、交通指導課2人、交通規制課1人、運転免許課1人、運転管理課1人、公安課2人、警備課1人、外事課1人 合計34人

2 体制

本部被害者支援班の体制は、対象事件等の規模により、次のとおりとする。

- (1) A号体制(被害者が20人以上の場合)班長以下30人
- (2) B号体制(被害者が10人以上20人未満の場合)班長以下20人
- (3) C号体制(被害者が5人以上10人未満の場合)班長以下10人

第4 本部被害者支援要員の推薦、指定及び指定解除

1 推薦

班員を差し出す所属の長(以下「関係所属長」という。)は、警部補以下の階級にある警察官又はこれに相当する警察官以外の職員の中から、被害者支援に関して適任と認められる者を選考し、警察本部被害者支援要員推薦書(様式第1号)により、県民広報課長を経由して警察本部長(以下「本部長」という。)に推薦するものとする。

2 指定

本部長は、関係所属長が推薦した者の中から、本部被害者支援要員として指定するものとする。

3 指定解除

- (1) 関係所属長は、本部被害者支援要員に人事異動、疾病その他やむを得ない理由が生じたときは、県民広報課長を経由して本部長に指定の解除を申請するとともに、それに代わる者を推薦するものとする。
- (2) 本部長は、関係所属長から本部被害者支援要員解除の申請を受け、その必要があると認めるときは、本部被害者支援要員の指定を解除する。

4 名簿の作成

県民広報課長は、本部被害者支援要員の指定及び解除について、警察本部被害者支援要員名簿(様式第2号)により、明らかにしておくものとする。

第5 派遣の要請

対象事件等の発生地を管轄する警察署長等は、本部被害者支援班の派遣を必要とするときは、警察本部被害者支援班派遣要請書(様式第3号)により、県民広報課長を経由して本部長に同班の派遣を要請するものとする。

第6 派遣の決定

本部長は、警察署長等からの派遣要請に対し、本部被害者支援班の派遣が適当と認めるときは、対象事件等の所管課に所属する者以外の本部被害者支援要員の中から、被害者の人数、対象事件等の態様等を総合的に判断して派遣者を指名し、関係所属長に対して派遣を命ずるものとする。

第7 派遣期間及び期間の延長

1 派遣期間

本部被害者支援班の派遣期間は、おおむね7日以内とする。

2 派遣期間の延長

本部長は、派遣先の警察署長等から派遣期間延長の申請がなされた場合は、対象事件等の処理状況等を検討し、その必要があると認められるときは、関係所属長に対し、派遣期間の延長を命ずることができる。

第8 本部被害者支援班の任務

本部被害者支援班は、派遣先の警察署長等の指揮を受け、支援員制度実施要領の第5に掲げる任務を行うものとする。

第9 派遣の解除

本部長は、派遣先の警察署長等と協議の結果、本部被害者支援班の派遣の必要がなくなったと認めたときは、派遣の解除を決定し、その旨を関係所属長に通知するものとする。

第10 事務

本部被害者支援班に関する事務は、県民広報課犯罪被害者支援室において行う。

第11 文書の保存

文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
警察本部被害者支援要員推薦書	県民広報課	指定解除後1年
警察本部被害者支援要員名簿	県民広報課	指定解除後3年
警察本部被害者支援班派遣要請書	県民広報課	1年